## NISA口座の「みなし廃止」について

令和3年度税制改正により、第1期(2014年~2017年)のNISA口座を開設されたお客さまのうち、第2期(2018年~)のNISA口座を開設されていないお客さまにおかれましては、「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなし、2022年1月1日をもってNISA口座を廃止(以降「みなし廃止」といいます。)することとなりました。

なお、「みなし廃止」の対象となるお客さまで、引き続き当社にて NISA 口座の利用を希望される場合は、改めて NISA 口座開設のお申し込みが必要となります。 詳しくは、お取引店へお問い合わせください。

今後とも、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

## 【みなし廃止の対象となるお客さま】

第1期(2014年~2017年)にNISA口座を開設され、その後、第2期(2018年~)のNISA口座を開設されていないお客さま

- ※今回の「みなし廃止」は、利用することができなくなった NISA 口座を廃止するものであり、お客さまにご対応いただくお手続きや、お取引にご不便をお掛けするものではございません。
- ※2017 年までに当社にマイナンバーをご提出いただいたお客さまについては、第 2 期 NISA 口座(2018 年~)が自動的に開設されており、今回の「みなし廃止」は対象外となります。